

通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与することを目的とする。

通訳案内士：報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすること。)を業として行おうとする者

国土交通大臣が通訳案内士試験を実施
(独立行政法人国際観光振興機構が試験事務を代行)

試験科目

<筆記試験>

①外国語
(英語(s24~)、フランス語(s26~)、スペイン語(s30~)、ドイツ語(s34~)、中国語(s34~)、イタリア語(s35~)、ポルトガル語(s36~)、ロシア語(s37~)、韓国語(s60~)、タイ語(H18~))

②日本地理

③日本歴史

④産業、経済、政治及び文化に関する一般常識

<口述試験>

筆記試験に合格した者につき、通訳案内の実務について行う。

試験合格

都道府県知事が登録し登録証を交付

業務開始

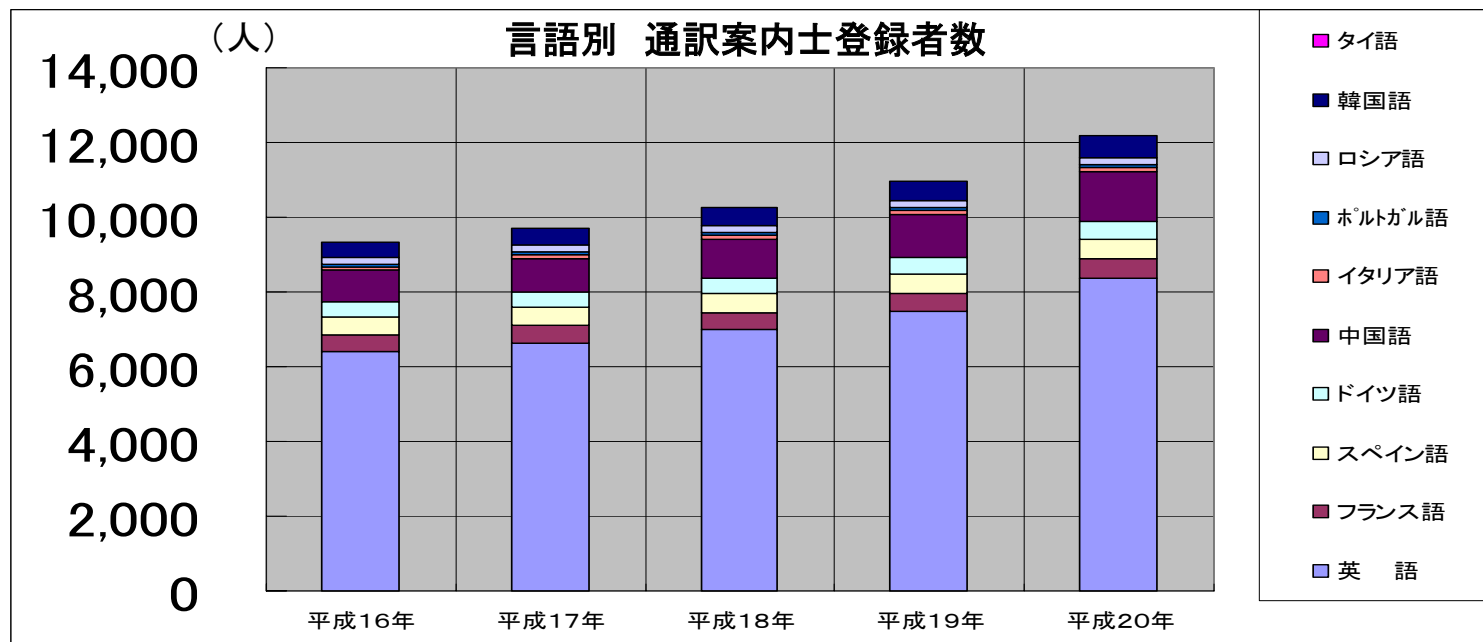
業務の適正な実施を確保

・無登録で、報酬を得て、通訳案内を業として行った者は50万円以下の罰金

資料5

観光立国推進基本計画

通訳案内士の登録人数を平成23年までに概ね5割増やして15,000人(地域限定通訳案内士を含む)とする。



実施年	英語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	中国語	イタリア語	ポルトガル語	ロシア語	韓国語	タイ語	合計 (累計)
平成16年	6,417	453	475	405	839	91	64	182	424	0	9,350
平成17年	6,642	462	486	420	893	94	67	189	437	0	9,690
平成18年	6,985	473	492	428	1,041	98	67	191	466	0	10,241
平成19年	7,490	491	506	427	1,164	104	69	193	512	2	10,958
平成20年	8,353	533	533	455	1,344	110	73	201	584	4	12,190

改善の方向性

外国人旅行者の増加に対応した通訳案内士の増加や活動機会の拡大を目指すとともに、無資格ガイドの取り締まりも含め、通訳ガイドの質の向上を図る。



対 策

通訳案内士の増加

地域限定通訳案内士制度を導入(平成19年度～) → 平成19年度:4県(岩手、静岡、長崎、沖縄)、
平成20年度:2道県(北海道、栃木)
海外試験の実施(ソウル市、北京市、香港及び台北市)(平成18年度試験～)
→ 最終合格者:平成18年度:70名、平成19年度:236名

通訳案内士の活動機会の拡大

通訳ガイド検索システム導入等による通訳ガイド市場の活性化
(平成18年9月) <http://www.guidesearch.jp/>

通訳ガイドの質の向上

通訳ガイドのスキルアッププログラムの構築(平成19年3月)
無資格ガイドに対する罰則の強化(3万円→50万円)
通訳ガイド制度周知強化週間の実施



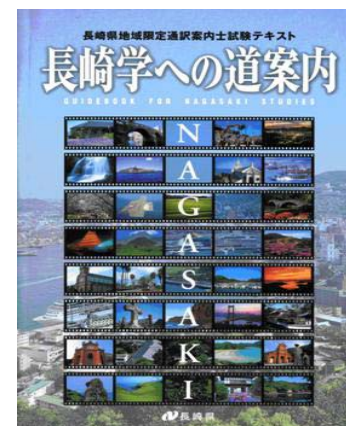
都道府県知事が行う地域限定通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者は、通訳案内士法の規定にかかわらず、当該都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすること。)を業として行うことができる。

地域限定通訳案内士試験: 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について、国土交通大臣の同意が得られた場合、都道府県において実施する。

- 【要件】
- イ) 外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。
 - ロ) 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

平成19年度 地域限定通訳案内士試験の実施状況

県名	最終試験合格者数			
	英語	中国語	韓国語	計
岩手県	16	4	0	20
静岡県	17	7	0	24
長崎県	8	2	3	13
沖縄県	16	8	3	27
合計	57	21	6	84



※ 平成20年度からは、上記4県の他に北海道と栃木県が実施予定。